

区民委員会報告資料

令和6年12月6日

報告事項件名	頁
1 システム標準化に伴う区民への影響について	2
2 任期付職員（債権支援担当係長）の採用について	4
3 マイナ保険証の利用登録解除の状況について	6

(区 民 部)

区民委員会報告資料

令和6年12月6日

件名	システム標準化に伴う区民への影響について
所管部課名	区民部課税課 納税課、国民健康保険課、高齢医療・年金課
内容	<p>区民部で所管する各業務システムについて、令和7年度中に標準準拠システムに移行を予定している。移行に伴い区民へ影響があるものについて、主なものを以下のとおり報告する。</p> <p>1 保険料の延滞金・還付加算金 新規 標準装備</p> <p>保険料の延滞金の徴収および還付加算金の支払い機能が標準装備されるため、令和8年度分保険料から運用を開始する。</p> <p>(1) 対象システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国民健康保険システム ② 後期高齢システム <p>2 eL-QR (※1) の印字 新規 区民サービス</p> <p>普通徴収の納付書・督促状・催告書にeL-QRを印字。eL-QRの読み取りによるキャッシュレス納付(※2)が可能となる。従来通り金融機関窓口で現金による納付も可能である。</p> <p>※1 eL-QRとは、地方税の支払いのために利用する二次元コード(QRコード)のこと。スマートフォンなどで読み取り可能。</p> <p>※2 キャッシュレス納付とは、クレジットカード、インターネットバンキング、口座振替の方法で、現金を介さずに納付すること。</p> <p>(1) 対象システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 税システム ② 税滞納整理システム <p>3 公金受取口座の活用 新規 区民サービス</p> <p>希望する区民に対して、マイナンバーカードと紐づけた公金受取口座へ還付金および各種給付金の振込を行う。</p> <p>(1) 対象システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 税システム ② 国民健康保険システム ③ 後期高齢システム <p>4 今後の方針</p> <p>(1) 標準準拠システムへの移行に向け、引き続きスケジュールに沿って準備を進める。なお、保険料の延滞金・還付加算金については、システムの詳細が決まり次第、別途議会報告を行う。</p> <p>(2) プログラム仕様詳細が決定し次第、あだち広報や国保だより、長寿医</p>

	<p>療日より、区ホームページを活用し、区民への周知を実施する。</p> <p>(3) 令和8年度以降見込まれる事務量の増加へ円滑に対応するため、職員の配置についても検討し、体制を整備していく。</p>
--	---

カ 大学卒業後の事務又は技術の従事歴が17年以上ある者（ただし、短大2卒の場合は事務又は技術の従事歴が19年以上、短大3卒の場合は事務又は技術の従事歴が18年以上、高卒の場合は事務又は技術の従事歴が21年以上とする）

(6) 募集期間

令和6年12月9日から令和7年1月9日まで

4 今後の方針

あだち広報（12月10日号）、区ホームページにて募集記事を掲載、区民事務所、人事課窓口等にて募集案内を配付する。

区民委員会報告資料

令和6年12月6日

件名	マイナ保険証の利用登録解除の状況について		
所管部課名	区民部国民健康保険課、高齢医療・年金課		
内容	<p>令和6年10月9日付厚労省通知「マイナ保険証の利用登録解除(※)の運用について」に従い、マイナンバーカードと保険証との紐づけ解除申請受付を開始したので、報告する。</p> <p>※ マイナ保険証の利用登録解除とは、マイナンバーに紐づけた健康保険証の情報を本人の申請により解除すること。これまでは、利用登録解除の仕組みがなかった。</p>		
	1 手続き内容		
	内容	国民健康保険	後期高齢者医療制度
	申請先 (加入保険者)	国民健康保険課	高齢医療・年金課
	申請受付開始	令和6年10月29日	
	申請受付数 (11月末現在)	54件	42件
	中間サーバーへの 解除申請者の情報 登録	令和6年11月以降 順次情報登録	令和6年12月以降 (予定)
	解除処理後の流れ (※)	マイナポータル上の「健康保険証利用登録の申込状況」画面へ反映	
	マイナポータル上の 画面で確認できる 時期	処理後、1月から2か月後の予定	
	<p>※ 申請者が有効な健康保険証または資格確認書を有していない場合は、「資格確認書」を交付する。</p>		
2 今後の方針			
<p>あだち広報12月25日号、区ホームページ、あだち国保だより及びあだち長寿医療だよりに掲載し周知をする。</p>			